

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

改正後	改正前
<p>11. 標本抽出（サンプリング）（ダンピング防止協定6. 10、6. 10. 1、6. 10. 2）</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合には、ダンピング防止協定6. 10の規定により、検討の対象について、関係国からの輸出量のうち合理的に調査できる範囲を超えるものと判断し、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>知り得た輸出国の供給者の数が20を超える場合</u> 二 <u>調査に係る貨物の品種の数が知り得た輸出国の供給者ごとにダンピングの価格差を決定することができないほど多い場合</u> <p><u>ただし、11（1）一に関し、知り得た輸出国の供給者の数が20を超えない場合においても、調査へ協力することを表明した輸出国の供給者の数が合理的に調査できる範囲を超えるときは、サンプリングを行うことができる。</u></p> <p>(2) サンプリングを行う場合には、次の手続に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>知り得た全ての輸出国の供給者に対して書面を送付し、調査へ協力するかどう</u><u>か及び取引概況等（調査の対象となる期間に係る対象貨物の日本向け及び第三国向け輸出量、輸出国における国内販売量及び生産量）について回答を求める。</u> 二 <u>得られた回答等に基づき、11（1）に該当する場合には、調査へ協力することを表明した供給者の中から代表的な供給者を抽出し、標本（以下「サンプル」という。）とする。</u> 三 <u>抽出された者に対して、サンプルとなる旨を通知する。</u> 四 <u>調査へ協力することを表明した供給者のうち、抽出されなかった供給者に対しては、サンプルとならなかった旨及び抽出された供給者のデータにより事実認定を行う旨を通知する。ただし、当該者が、事前又は事後適時にサンプルとなることを希望する旨を申し出、8. による証拠の提出の求めに際し送付した質問状に対し、当該質問状の回答期限内に十分な回答を行っていた場合には、</u> 	<p>11. 標本抽出（サンプリング）（ダンピング防止協定6. 10、6. 10. 1、6. 10. 2）</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合には、ダンピング防止協定6. 10の規定により、検討の対象について、関係国からの輸出量のうち合理的に調査できる範囲を超えるものと判断し、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>原則として輸出国の生産者の数が20を超える場合</u> 二 <u>調査に係る貨物の品種の数が実行可能でないほど多い場合</u> <p>(2) サンプリングを行う場合には、次の手続に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>知り得た全ての輸出国の供給者に対して質問状を送付し、調査への協力の有無及び取引概況等（調査の対象となる期間に係る対象貨物の日本向け及び第三国向け輸出量、輸出国における国内販売量及び生産量）について回答を求める。</u> 二 <u>得られた回答等に基づき、11（1）に該当する場合には、調査へ協力することを表明した供給者の中から代表的な供給者を抽出し、サンプリングの対象とする。</u> 三 <u>抽出された者に対して、サンプリングの対象となる旨を通知する。</u> 四 <u>調査へ協力することを表明した供給者のうち、抽出されなかった供給者に対しては、サンプリングの対象とならなかった旨及び抽出された供給者のデータにより事実認定を行う旨を通知する。ただし、当該者がサンプリングの対象となることを希望する旨を申し出、取引概況等について回答を行っていた場合には、原則としてサンプリングの対象に含めることとし、その旨を通知する。</u>

調査に関する手続が6（5）二のとおりに進行することを妨げない限りにおいて、当該者をサンプルに含めることとし、その旨を通知する。

五 調査へ協力することを表明しなかった供給者及び11（2）一の書面に対する回答が得られなかった供給者については、10（2）の手続に従い、ファクツ・アヴェイラブルの適用を行う。

五 調査へ協力することを表明しなかった供給者及び11（2）一の質問状に対する回答が得られなかった供給者については、10（2）の手続に従い、ファクツ・アヴェイラブルの適用を行う。